

第4次やまなし食育推進計画の概要（案）

第1章 計画策定について

策定の趣旨：第3次やまなし食育推進計画（H28～R2）の評価と課題の把握を行い、社会情勢や環境の変化を踏まえ、今後5年間の食育推進の方向性を明らかにする

位置付け：①食育基本法第17条に基づく計画

②食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づく計画

計画期間：2021(令和3)年度～2025(令和7)年度（5年間）

第2章 食育と食品ロス削減をめぐる本県の現状と課題

1 食を取り巻く状況

(食生活の状況)

- 朝食を「毎日食べない」子どもの割合が増加
(中3男子) 2.5%→3.5% (中3女子) 1.9%→2.2% (H25→R1)

- 朝食を抜くことが週3日以上ある若者の割合が増加
(20～39歳) 21.2%→24.5% (H26→R1)

- 新型コロナ感染症の外出自粛やテレワークのため、家で食事をする機会が増加
→子どもや若い世代が健全な食生活を実践できるよう取り組みが必要

(健康の状況)

- 働く世代の男性の肥満、若い女性や高齢者のやせの割合が多い
- 運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合は増加
(40～59歳) 36.8%→48.8% (H26→R1)
→適正体重の維持や主食・主菜・副菜が揃った食事への啓発活動が必要

(本県の農業の状況)

- 農業生産額は近年1,000億円前後で推移
- 県産果実や食肉等、県産農畜水産物のブランド化が進んでいる
→県産農畜水産物を活かした地産地消や食による地域の魅力の発信が重要

(啓発活動の状況)

- 新型コロナ感染拡大防止のため、講演会や研修会等の啓発活動の開催が困難

2 食に関する県民意識（R1県政ヒアソクート）

- 食育への関心度は86%と高く、食育活動は50%が実践
- 郷土食等の継承に必要なことは「親等から家庭で教わること」と考える人が多い
- 地産地消への関心度は87%と高い

3 食品ロス削減に関する県民意識（R2県民意識調査）

- 食品ロス削減の言葉や意味の認知度 家庭81.4% 事業者89.8%
- 食品ロス削減に向けた取組を実施している割合 家庭92.3% 事業者76.9%
→食品ロス削減に向けた更なる啓発や普及が必要

◇国の第4次食育推進基本計画（R3～R7）

<コンセプト> SDGsの実現に向けた食育の推進

<重点課題> ○新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

○生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

○持続可能な食の「3つのわ」を支える食育の推進

◇食品ロス削減の推進に関する基本的な方針（R2,3閣議決定）

(消費者の役割) 理解を深め、一人一人が考え方行動に移す

(事業者の役割) サプライチェーン全体で理解を深め、日々発生する食品ロス削減に努める。発生した食品ロスの再生利用

(国、地方公共団体) 消費者・事業者への教育、普及啓発等の実施。

事業者の取り組み支援。未利用食品を提供するための活動支援

計画の体系と内容

第3章 基本的な考え方

基本目標：すべての県民が豊かさと幸せを実感できる山梨を実現するため、山梨の豊かな「食」の魅力を活かしながら、県民一人ひとりの「食」の大切さへの意識を高め、健全な食生活の実践を促し、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む。

基本方針

1 あらゆる場面での食育の推進

- (1)家庭における食育の推進
 - ・幼少期からの基本的な生活習慣の形成、健全な食生活の促進
 - ・主食・主菜・副菜が揃った食事の実践の推進 等
- (2)学校、保育所等における食育の推進
 - ・学校給食の充実、食に関する指導 等
- (3)地域における食育の推進
 - ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
 - ・企業による食育の推進 等
- (4)食育県民運動の展開
 - ・事業者との連携による啓発活動の展開
 - ・市町村食育推進計画との連携、優良活動表彰 等

2 食による地域の魅力の発信

- (1)「山梨県産」の地元消費の拡大
 - ・地産地消のPR活動の実施、環境に配慮した農業の推進 等
- (2)「やまなしの食」の継承
 - ・郷土食等「やまなしの食」のデータベース化 等
- (3)魅力ある地域資源の活用
 - ・「やまなしブランド」や豊かな食材を活用した食の発信
 - ・生産者と消費者との交流の促進 等

3 食品ロス削減と体制づくり（県食品ロス削減推進計画）

- (1)家庭における食品ロス削減促進
 - ・消費者に対する意識啓発の実施 等
- (2)食品関連事業者等の食品ロス削減促進
 - ・事業者に対する意識啓発の実施、取組支援 等
- (3)未利用食品等の有効活用に向けた支援
 - ・フードドライブ、フードバンク活動の啓発・取組の推進 等
- (4)総合的に推進するための体制の整備
 - ・推進会議の設置、市町村計画の策定支援 等
- (5)食品ロス削減に向けた啓発活動の展開
 - ・事業者との連携による啓発活動の展開
 - ・優良活動表彰 等

4 の情報食提報するに供する

- (1)食品の安全性や栄養等の食生活に関する情報の提供
 - ・「食品安全・安心ポータルサイト」による情報発信
 - ・食品ロス削減に関するホームページの設置 等

第4章 計画の推進

- ・推進体制：県 ⇒ 食の安全・食育推進本部／民間・行政 ⇒ 食育推進協議会
- ・関係者の役割：県民一人ひとりが実践主体／教育関係者、生産者・事業者、市町村等の連携
- ・計画の進行管理：進捗状況等の公表、必要に応じた見直し

重点施策

- 1 適正体重の維持や減塩等に気をつけた望ましい食習慣が実践できるよう取組を推進
- 2 地域の特色ある「やまなしの食」を体験、継承する取組を推進
- 3 食品ロス削減への取組を広く促す啓発活動を展開
- 4 時代のニーズに対応した食育の推進

目標指標（R7目標値）

基本方針1

- 朝食を「食べない」「食べない日が多い」生徒の割合(H30→R5)
 - 中2男子 4.8% → 4.6%
 - 中2女子 3.9% → 3.5%
- 朝食を抜くことが週3回以上ある若者(20歳～39歳)の割合 24.5%(R1) → 15%以下(R7)

- 栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導回数
月7.5回(R1) → 月12回以上(R7)

- 学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)
35.5%(R1) → 52.7%以上(R7)

- 県民(20歳以上)の1日の食塩摂取量
10.5g(H26) → 8.0g未満(R4)

- 運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合(40～59歳)
48.8%(R1) → 60%以上(R7)

- 食育推進応援団の登録件数(事業所)
310件(R1) → 335件以上(R7)

基本方針2

- 食の伝承マイスター認証件数
7件(R1) → 20件以上(R7)

基本方針3

- 食品ロス削減推進応援団の登録件数(事業所)
(新設) 250件以上(R7)

基本方針4

- 食の安全・安心ポータルサイトへのアクセス数
6,494件(R1) → 延べ33,400件以上(R3～R7)